

第2回建築基準法の見直しに関する検討会 意見等の概要

日時：平成22年4月1日（木）14:00～17:00

場所：中央合同庁舎4号館1208会議室

※意見発表順

○齋藤委員

- ・ 峰政委員提出資料において、「4号建築物について、構造に配慮した設計ができるよう、技術基準・審査体系をふさわしいものとし、審査省略しても安全性を確保できる仕組みとすることを望む」とあるが、審査省略しても安全性を確保できる仕組みとして、具体的にどういう技術基準・審査体系を考えているのか。

○峰政委員

- ・ 具体的には考え中だが、木造建築士や二級建築士に対して、審査しても通るようになるガイドラインをつくるべきと考えている。
- ・ 日本の建設投資の中で木造住宅の占める比率は大きいため、一級建築士の話ばかりでなく、二級建築士が技術基準を身につけることができる体制を整備することが必要と考えている。

○久保委員

- ・ 提案いただいた内容には、あるべき論と実態論が混在していると思う。本日の発表内容では、能力のある者が性善説に基づいて設計すれば、耐震偽装は起こらなかったということとなる。一方、耐震偽装の原因については建築学会等で検討されており、本当に個人の問題だったのかという点についても議論があったと記憶している。能力のある者が性善説に基づいて設計すれば耐震偽装は起こらないのかという問題と、資格の問題とは分けて議論すべきと考える。
- ・ また、適判は、何のためにやるのかという認識が各委員の中で、また社会の中でずれているのではないか。適判は、設計行為に第三者の目から見て不適合な点がないかという点を確認する観点から必要であると認識している。

○櫻井委員

- ・ 各種団体がどのような利益を標榜しているのかという点、及び各種団体間の利害対立については、業界の外の人間にはよくわからない。
- ・ 全般的に「資格をつくってほしい」等という意見が多く、官製市場かという印象を持った。
- ・ 来海委員の意見である「成長戦略の観点が重要」というのは共感するところが多い。国土交通省が行った構造計算書のサンプル調査の結果で「偽装の疑いが強いもの」0.4%程度であるにもかかわらず、一般的な法規制の強化を行っ

てしまい、そこに規制強化が行き過ぎたという反省があり得るという指摘であるが、これは最近の法改正に多く見られる。悪質な事件が起こると世論が盛り上がり、メディアも含めて強烈的な圧力となり、行政が規制をつくる。その規制のつくり方が一般的な法改正となると、本来、規制なしでうまくいっていた部分を含めて規制強化になってしまう。これは最近の日本の法制度の大きな特徴であり、問題があると思っている。

- ・今回の建築基準法の見直しについても、個別的な事業者に対する制裁の強化の手法を開拓するというのが一番重要なことではないか。課徴金等ビジネスモデルにない仕組みを考えることが必要。

○深尾座長

- ・建築基準法がカバーしている建築物は超高層からプレハブ住宅まで非常にバリエーションがあり、それに応じて構造設計についてもいろいろなタイプがあるので、事務局において、建築物の全体の生産の中で設計と施工とがどういう関係になっているのかについて整理をしてもらいたい。

○齋藤委員

- ・0.4%ぐらいの者のために、一般に規制してしまい、行き過ぎだという意見があるが、そうは思わない。実際に顕在化したのは0.4%だが、0.4%のほうに転化していくかもしれない人は相当いるのだと思う。
- ・性善説に立って裁量を与えるという意見が多かったが、我々弁護士が接している被害の中では、基本的な技術水準についての知識すら欠いている人がとんでもない建物をつくっているという実態がある。姉齒建築士は一部の病理現象なのか、それとも日本の建築生産システム全体の中に欠陥を生み出す土壤があるのか、について分析してもらいたい。性善説で考えたいとは思いますが、そうできない実態があるのではないか。
- ・審査の迅速化について議論されているが、無駄なことをやっていて時間がかかっているのなら問題だが、まともに審査しているのであれば時間がかかっても仕方ないと思う。

○来海委員

- ・改正建築基準法により法定期間を延ばしたのは、適判に要する期間によるものと思われるが、今般の運用改善で確認審査と適判を並列で行えることとしたことで、適判に要する期間は考慮しなくともよくなると考えている。
- ・長い法定期間をむやみに設定しておくということではなく、今回の改正をもとに戻すという視点が必要と考えている。

○三栖委員

- ・適判の対象範囲を限定する、確認機関が適判もできるようにする、適判機関に目標を設定させ、実績を開示する、審査のばらつきをなくす、など色々な取組

みを総合的に組み合わせて期間を短縮していくことが必要。

○桑原委員

- ・発表された意見には共鳴することがたくさんあった。
- ・日本の建築の構造は不完全で、多くの建築物が損壊し、多くの生命がなくなっているという状況にあると見るか否かが重要。輪島の地震においては、生命を奪うようなことにはなっておらず、また、三陸の地震では建築物の倒壊はなかった。これは蓄積してきた日本の建築の技術であり、同時に今の法体系もそれを保証しているものだと考えている。日本の建築の現状をどのように見るのかということなしに議論すべきではない。
- ・先般の基準法改正はクライアントにとっても、建築技術者にとっても大きな弊害であったと考えている。安全性の問題を確認申請・完了検査という形で担保できるという議論には何の意味もない。様々な建築技術者が関わりながら、建築物の安全性はつくられている。
- ・ここで議論することがわかるようなレベルの人は偽装はやっていない。制度が複雑すぎて、大学で振動学を学ぶ等、色々なことをしなければ設計を行うことができない。

○谷合委員

- ・意見発表をお聞きしたが、いかに設計をしやすくするかという話が多かった。しかし、消費者は建築基準法に適合した住宅を欲しがっているのが実状である。法改正から2～3年しか経っていないこの時点で、前回の改正が間違っていたという前提で議論していいのか疑問がある。国土交通省が行った構造計算書のサンプル調査の結果で「偽装の疑いが強いもの」0.4%というデータがあったが、偽装を行ったのは姉菌建築士以外にもおり、他にも偽装が見つかっていない建築士がいるという可能性はあると考えている。

○鈴木委員

- ・自分は建築確認手続きの簡素化の流れに賛成であるが、今般の運用改善の方針のとおり構造計算概要書が廃止されると、「構造計算の方針等」が書かれなくなると考えられる。これについて、木原委員のご意見を伺いたい。

○木原委員

- ・構造計算の方針等が明確でないと審査が正しくできないという観点から、構造計算概要書自体は廃止するが、構造計算の方針等については、構造計算書において記載することとしている。

○櫻井委員

- ・前回の建築基準法改正は、建築確認手続きがしっかりしているはずだったのに、実はそうではなかったという潜在的な問題があった。事前規制と事後規制のど

ちらをとるかという選択があったはずだが、事前規制を大変にしたので、業界の人たちが困ったという話になっているのだと思う。悪い設計者等に対する制裁手段が必要だと考える。また、最近、建築基本法という議論があるが、これは、設計者側からの制度をやりやすくして欲しいという意見にしか見えない。このため、国民的関心になっていない。

○久保委員

- ・木原委員から、適判についてはサンプリング調査で対応するという提案があったが、これは法的に許容できるのか法律の専門家又は弁護士からお聞きしたい。適判制度は品質確保につながっていると考えている。同制度が、社会にとって過大な負担となっているのであれば、1割だけサンプリング調査に回すという判断はあるのではないかと思う。

○齋藤委員

- ・サンプリング調査について法的に許容できるか検討する。サンプリングで足りる大前提として、大方問題がないという実態が確認されることが必要。現状ではそれで消費者が安心できる状況ではないと考える。

○木原委員

- ・共同住宅等を含めた特殊建築物については、サンプリング調査ではダメで、適判審査が必要だと考えている。それ以外の建築物は、建築主の責任の下で適判審査をやらないということは考えられる。

○来海委員

- ・特殊建築物については適判が必要という意見だったが、構造計算書偽装問題は、資格が与えられた建築士が問題だったのであり、構造設計一級建築士が関わった建築物については適判審査を不要とするというように、用途で縛るというよりも、設計をした人の資質で縛ることのほうが適正ではないか。
- ・適判の対象となる規模の建築物と色々な被害があると言われている建築物とを同軸で議論すべきか否かについては、分析をすべき。弁護士の方々のプレゼンテーションの中では、今回、建築基準法を改正するという論点の中で、今の被害がどういう状況なのかということについて伺いたいと考えている。

○齋藤委員

- ・事前審査と事後審査のバランスとして、事前審査を簡素化し、出口で厳罰化するという意見が出されているが、前回の建築基準法改正を行ったのは、建築物はつくってしまったら、取り返しがつかず、被害者が救済されないという反省に経って、事前審査を強化するという法改正が行われたのだと考えている。予防という観点で、事前段階の確認は必要だと考えている。

○三栖委員

- ・建築基準法さえクリアすればいいという考えでいいのかという課題がある。建築物は建築基準法だけではできない。新しいものは技術革新に時間とお金がかかると出来てこない。建築基準法は必要条件であって、十分条件ではないと考えている。国土交通省が行った構造計算書のサンプル調査の結果で「偽装の疑いが強いもの」が0.4%というデータがあったが、建築士の手から離れている建築物がある。例えば、リフォームは誰でも出来る。また、検査済証がなくても使用できる建築物もある。こういうところに問題があるのではないかと考える。次回の検討会で建築物の欠陥について伺いたい。

○深尾座長

- ・来海委員の指摘等についても、課題の洗い出しをしていきたい。

○齋藤委員

- ・建築士にもっと裁量をとという意見は分かるが、建築基準法は最低基準であり、裁量はないはず。生命や身体を守る基準なのに裁量という議論がなされるのは理解できない。

○三栖委員

- ・建築基準法の最低基準が、微に入り細に入りになりすぎている。今回の運用改善で、確認審査等の報告に係るチェックリストの項目が約800から9割削減されるというのがその例である。規制の対象を必要なものに限って欲しいと考えている。

○秋山委員

- ・業界目線だけではないが、建築基準法は古く、変わることが必要だと考えている。片側の意見という形ではなくて、皆さんの意見をまとめながら、時代に沿った見直しをしていくことが必要である。